

第24期

# 定時株主総会 招集ご通知

## 開催日時

2023年7月28日（金曜日）  
午前10時

## 開催場所

東京都港区新橋3丁目20番1号  
TOWAJ'Sビル（本社ビル）  
8階 J'Sホール

（会場が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。）

## 議案

第1号議案 定款一部変更の件  
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件

## 目次

定時株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	7
事業報告	11
計算書類	23
監査報告	25
株主総会会場ご案内図	末尾

## 郵送又はインターネットによる議決権行使期限

2023年7月27日（木曜日）午後5時



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。  
<https://p.sokai.jp/3329/>



東和フードサービス株式会社

証券コード：3329

## ごあいさつ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

ここに第24期（2022年5月1日から2023年4月30日まで）の株主総会招集ご通知をお届けいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響から回復しつつある中、世界的な物価高騰や人手不足問題などの新たな経営環境の変化に対応し、持続的な成長を果たすべく今期も取り組んでまいります。引き続きご指導ご鞭撻を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

2023年7月3日  
代表取締役社長CEO  
岸野 誠人



証券コード3329

2023年7月3日

株 主 各 位

東京都港区新橋3丁目20番1号  
東和フードサービス株式会社

代表取締役社長CEO 岸野 誠人

## 第24期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第24期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.towafood-net.co.jp/>  
（上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株主の皆様へ」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）  
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>  
（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「東和フードサービス」又は「コード」に当社証券コード「3329」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年7月27日（木曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2023年7月28日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区新橋3丁目20番1号  
TOWAJ'Sビル（本社ビル）8階 J'Sホール  
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項  
報告事項 第24期（2022年5月1日から2023年4月30日まで）  
事業報告および計算書類報告の件  
決議事項  
第1号議案 定款一部変更の件  
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件
4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）
  - (1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
  - (2)インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
  - (3)インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
  - (4)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
  - (5)議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以上

### 【ご注意事項】

- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
  - ① 財産および損益の状況の推移
  - ② 主要な事業内容（2023年4月30日現在）
  - ③ 主要な事業所（2023年4月30日現在）
  - ④ 主要な借入先（2023年4月30日現在）
  - ⑤ 従業員の状況（2023年4月30日現在）
  - ⑥ 会社の株式に関する事項（議決権基準日：2023年5月31日）
  - ⑦ 会社の新株予約権等に関する事項
  - ⑧ 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」

- ⑨ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」  
したがいまして、当該書面に記載している事業報告、計算書類は、会計監査人および監査等委員会が会計監査報告および監査報告の作成に際して監査した事業報告、計算書類の一部であります。
- ◎総会当日の受付開始時刻は午前9時を予定しております。
  - ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎お土産および株主様控室のご用意はございません。
  - ◎本株主総会会場においては節電および環境への配慮から、会場内の空調を調整させていただきます。これに伴い、当社役員およびスタッフは軽装にて対応させていただきます。株主の皆様におかれましても、軽装にてご出席ください。
  - ◎株主総会決議ご通知は上記当社ウェブサイトに掲載させていただく予定です。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。  
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2023年7月28日（金曜日）  
午前10時（受付開始：午前9時）



### 書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2023年7月27日（木曜日）  
午後5時到着分まで



### インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2023年7月27日（木曜日）  
午後5時入力完了分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

〇〇〇〇 御中

××××年 ×月××日

〇〇〇〇〇〇〇〇

1. \_\_\_\_\_  
2. \_\_\_\_\_  
3. \_\_\_\_\_  
4. \_\_\_\_\_

スマートフォン用  
議決権行使  
ウェブサイト  
ログインQRコード

見本

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

#### 第1号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

#### 第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を  
反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、  
反対する候補者の番号を  
ご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

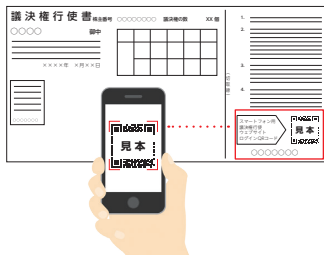
書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネット等による議決権行使のご案内

## ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

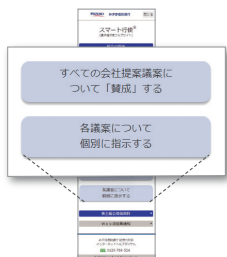
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

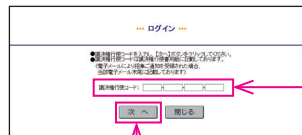
## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

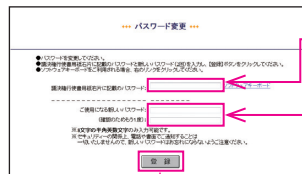
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル  
0120-768-524  
(受付時間 年末年始を除く9:00~21:00)

## 株主総会参考書類

### 議案および参考事項

#### 第1号議案 定款一部変更の件

##### 1. 変更の理由

経営環境の変化に迅速に対応し、事務効率化と生産性向上を図ることを目的として、定時株主総会の招集日、議決権基準日を変更いたします。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。なお、本議案にかかる定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものといたします。  
(下線部は変更部分)

現行定款	変更案
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第11条 (招集) 当社の定時株主総会は、毎年 <u>8月末日</u> までに招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。	第11条 (招集) 当社の定時株主総会は、毎年 <u>7月末日</u> までに招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。
第12条 (定時株主総会の基準日) 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>5月31日</u> とする。	第12条 (定時株主総会の基準日) 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>4月30日</u> とする。



## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件

現任の取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名全員は本総会終結の時をもって任期満了により退任となります。つきましては、取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、取締役会の諮問機関として社外役員が過半数のメンバーで構成される任意の指名委員会にて審議し、取締役会に答申され決定したものです。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者  
番号

1

岸野誠人

(1977年10月13日生)

所有する当社の株式数  
790,800株

再任

在任年数 7年

取締役会出席回数  
12回/12回

### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2006年 5月 東和産業株式会社取締役  
2006年 5月 誠香インベストメント株式会社代表取締役社長（現任）  
2006年 7月 東和アミューズメント株式会社取締役  
2009年 6月 東和アミューズメント株式会社代表取締役社長（現任）  
2010年 7月 東和産業株式会社代表取締役社長（現任）  
2016年 7月 当社取締役  
2018年 7月 当社代表取締役社長  
2019年 5月 当社代表取締役社長CEO（現任）

### ■取締役候補者とした理由

岸野誠人氏は、取締役就任以降、環境の変化に対応すべく収益性の向上や合理化を図りながら持続的な成長戦略にリーダーシップを発揮しております。また代表取締役として経営全般の指揮をとり、豊富な知識と経験を有しております。同氏を適切な人材と判断したため、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者  
番号

2

菅野政彦

(1958年1月6日生)

所有する当社の株式数  
16,000株

再任

在任年数 21年

取締役会出席回数  
12回/12回

・略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2002年7月 当社取締役総務・人事グループ担当  
2004年7月 当社取締役執行役員営業本部副本部長  
2006年4月 当社取締役常務執行役員営業本部副本部長  
2008年6月 当社営業本部長安全安心推進室担当  
2009年11月 当社取締役専務執行役員  
2017年5月 当社成果推進本部長（現任）  
2018年2月 当社代表取締役  
2020年7月 当社代表取締役副社長（現任）

■取締役候補者とした理由

菅野政彦氏は、主に営業面を統括する成果推進本部長として収益性ならびにQSCの向上に努めながら組織運営と人材育成に能力を発揮しております。当社の企業価値向上と持続的成長のために適切な人材と判断したため、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者  
番号

3

長谷川研二

(1975年3月26日生)

所有する当社の株式数  
700株

再任

在任年数 3年

取締役会出席回数  
12回/12回

・略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1998年4月 東和産業株式会社入社  
2012年4月 当社へ転籍  
2014年4月 当社総務人事グループ部長  
2015年11月 当社執行役員  
2018年2月 当社常務執行役員管理本部部長  
2018年12月 当社IR・PR推進室ゼネラルマネージャー（現任）  
2020年7月 当社取締役執行役員管理本部長（現任）

■取締役候補者とした理由

長谷川研二氏は、管理本部部長として当社の戦略にあわせた人財の採用や総務・法務・ISO推進等、管理体制の強化に努めてまいりました。またステークホルダーに対するIR・PR活動を統括しております。同氏を適切な人材と判断したため、引き続き取締役候補者いたしました。

(注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下「D&O保険」という。）契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役（監査等委員である取締役を含む）等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を填補することとしております。なお、D&O保険契約の保険料は、全額当社が負担しております。各候補者が取締役役に選任され就任した場合には、いずれの取締役（監査等委員である取締役を含む）もD&O保険契約の被保険者となる予定であります。D&O保険契約の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

以上

### 【ご参考】スキルマトリックス

健全で透明性の高いコーポレート・ガバナンスを構築し、中期経営計画の実現に向け、当社取締役会がその意思決定機能及び経営の監督機能を発揮するために、特に期待する分野を項目で分けております。

各取締役の知識・経験・能力に基づき、特に期待するスキル・経験に●を入れたものが下記の一覧のとおりです。したがって、各人の有するすべての知識・経験・能力を表すものではありません。

氏名	企業経営	財務・会計	法務・ガバナンス	人事・労務	営業・オペレーション	商品・業態開発	店舗開発	教育・人材開発	生産・物流	IT・DX	環境・SDGS	リスク管理・BCP
岸野 誠人	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●
菅野 政彦	●		●	●	●	●	●	●	●		●	●
長谷川 研二	●	●	●	●				●			●	●
根本 勇也	●	●	●	●	●			●		●		●
二宮 類四郎	●	●	●		●							●
輿石 正博	●	●	●									●

以 上

# 事 業 報 告

( 自 2022年 5 月 1 日 )  
( 至 2023年 4 月30日 )

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

2023年4月期の業績は、売上高108億46百万円（前期比131.5%）、営業利益は6億14百万円（前期は営業損失7億51百万円）、経常利益は6億56百万円（前期比53.3%）となり、当期純利益は4億25百万円（前期比60.9%）となりました。

24期は年初来の新型コロナウイルス感染拡大、世界的インフレによる物価の上昇や労働力不足に起因する人件費の高騰などの影響を受けたものの、感染対策の徹底や国外からの入国規制緩和などで経済活動を正常化する動きの中で、当社は業務効率化と営業施策の推進に努めた結果、すべての月で売上高、客数、客単価ともに前年を上回ることができました。

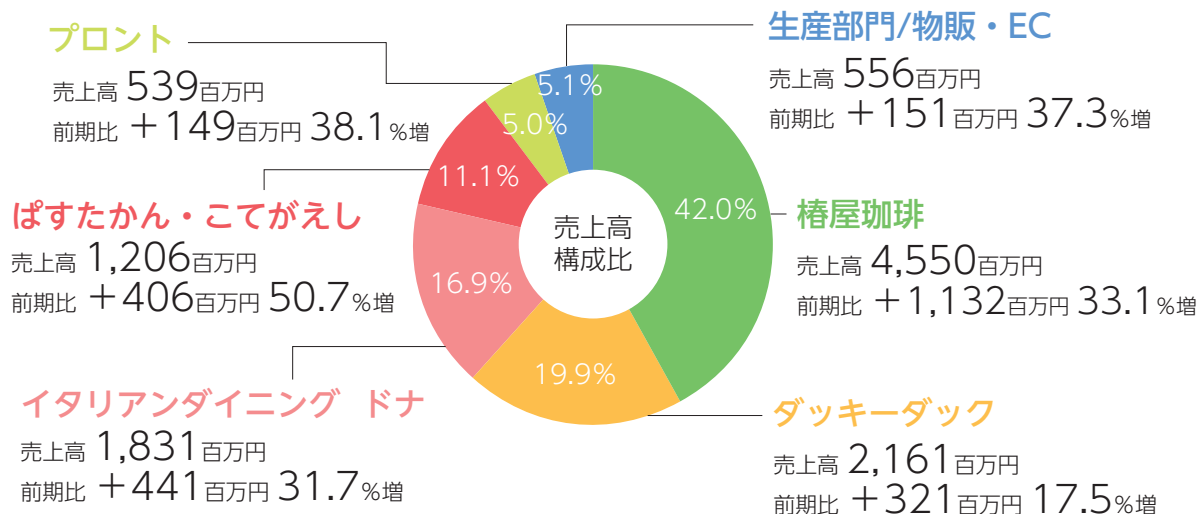
中期経営計画のもとに新規事業としてスタートさせた食物販事業におきましては、催事運営チームを発足し、催事出店の決定から運営オペレーション、人材確保、検証までの仕組みを確立した上で、67ヶ所574日間の催事出店を展開いたしました。開催日数は前年と比べ21ヶ所176日増（前年比144.2%）となりました。

また、椿屋オンラインショップと実店舗の両方にご利用金額に応じてポイントを貯めて利用できる「椿屋珈琲グループアプリ」の開発に着手し、2023年4月に稼働をスタートさせました。このアプリでは、各業態のフェアメニューのご紹介や椿屋オンラインショップでのお得な情報や近隣店の検索などに加え、アプリ会員限定の特別クーポンの配布なども行っており、利便性を高めるツールとしてご活用いただいております。

新規創店につきましては「ケーキ・焙煎珈琲 椿屋珈琲」を東急ストアアトレ大森店、五反田東急スクエア店と物販専門店を2店舗出店いたしました。五反田東急スクエア店におきましては、シュークリーム生地の焼成設備を導入して新たに販売した「焼きたてシュークリーム」が大変好評であり、物販事業拡充のための新たな柱として育成を進めてまいります。

営業施策面では店舗での生産性向上を図るため、自動釣銭機能付きのレジ導入と入店待ちのお客様に対応するための自動順番受付機の導入やインバウンド需要に対応するためのメニューの多言語対応が概ね完了しております。現在はキッチン業務の効率化に向けたキッチンディスプレイ導入やデジタルメニューによるセルフオーダーシステムなどの試験導入も行き、生産年齢人口の減少に伴う人手不足に対する生産性向上策を引き続き進めてまいります。

## 部門別売上実績



区分	第23期 (2022年4月期)	構成比	第24期 (2023年4月期)	構成比	前期比
	千円	%	千円	%	%
榎屋珈琲	3,418,540	41.5	4,550,279	42.0	133.1
ダッキーダック	1,840,338	22.3	2,161,545	19.9	117.5
イタリアンダイニング ドナ	1,390,848	16.9	1,831,652	16.9	131.7
こてがえし・ぱすたかん	800,621	9.7	1,206,608	11.1	150.7
プロント	390,762	4.7	539,547	5.0	138.1
生産部門/物販EC	405,659	4.9	556,952	5.1	137.3
合計	8,246,771	100.0	10,846,585	100.0	131.5

部門別の概況につきましては、以下のとおりです。

『椿屋珈琲グループ』（期末店舗数52店舗 2店舗増加）

椿屋珈琲グループの売上高は45億50百万円（前期比133.1%）となりました。

主に都心部でのビジネスマンとインバウンド需要取り込みにより、大幅に回復しております。「ゆとりとくつろぎの60分」をコンセプトとして、ブランド力をさらに高められるようサービスの向上に努めました。

昨年4月に増床リニューアルを実施した「椿屋珈琲新宿茶寮」、抹茶をテーマとし新たなモデルで改装オープンした「茶寮SIKI TSUBAKIYA コレットマーレ店」がオープンから1年が経過し収益モデルも確立出来ました。

『ダッキーダックグループ』（期末店舗数20店舗 増減なし）

ダッキーダックグループの売上高は21億61百万円（前期比117.5%）となりました。

CheeseEggGarden調布店および松戸店において、店内にケーキ製造設備を設置、改装を行いました。ケーキの製造設備を併設する店舗は計10店舗となり、作り立て・スタジオ限定という付加価値の提供を行うと同時に、物販専門店への出荷も可能とする体制構築を進めております。

定番のストロベリーショートケーキをはじめとするケーキ、ズコット、ゼリー等、旬のフルーツを使用したスイーツ開発に力を入れ、テイクアウト販売も伸ばしております。

『イタリアンダイニングドナグループ』（期末店舗数22店舗 増減なし）

イタリアンダイニングドナグループの売上高は18億31百万円（前期比131.7%）となりました。

自社製にこだわった生麺、パスタソース、ドレッシングを使用し、前菜にピッツァ、ディナータイムではお酒と共に一品料理をお楽しみいただけます。セントラルキッチンで調理された本格的なグラタンやシチューなど、内製化比率が高い事も特徴です。

『こてがえし・ぱすたかんグループ』（期末店舗数13店舗 増減なし）

こてがえし・ぱすたかんグループの売上高は12億6百万円（前期比150.7%）となりました。

2022年11月より「築地もんじゃ」を看板商品として打ち出し、店舗で仕込んだ自家製明太子もんじゃをメニューの中心に据え、店舗外装におきましてももんじゃ焼きを前面に打ち出した外観へ変更したことにより、新たな客層の掘り起しとリピーターの獲得によって業績が大幅に回復しております。人で行うべき調理・サービスが多いこともあり、DX化による生産性向上にも積極的に取り組んでおります。

『プロント』（期末店舗数5店舗 増減なし）

プロントの売上高は5億39百万円（前期比138.1%）となりました。

弊社がフランチャイジーとして運営するプロントでは、朝から昼はカフェとしてコーヒー・トースト・マフィンやランチパスタを、夜は一人からグループ客までお酒の需要回復にあわせて、「キッサカバ」として気軽にお酒を楽しめるシーンを提供しております。

#### 【生産部門／E C事業／物販催事事業】

生産部門の売上高は2億73百万円（前期比127.3%）となりました。

外食需要の回復により、カミサリーで製造するパスタソース・ドレッシングの外部販売が生産部門全体を押し上げております。

E C事業の売上高は1億73百万円（前期比134.6%）となりました。

自社サイト「椿屋オンラインショップ」ではアプリポイントとの連携を2023年4月よりスタートしております。今後も新商品の御案内やお得な商品の御案内を行ってまいります。

物販催事事業の売上高は深川工場直販もあわせて1億10百万円（前期比177.3%）となりました。

#### 【サステナビリティの取組み】SDGs ゴール3.12.14

現在、鳥インフルエンザの流行により多くの鶏の殺処分が行われ、卵の入荷に関して不安定な状況が続いております。鳥インフルエンザに関しては毎年同様のリスクを伴うこともありますが、飼育環境に配慮され飼育密度の低い平飼い鶏が産卵した卵の入荷を試験的に開始いたしました。今後安定的な仕入れを目標としております。

食品リサイクルの分野において取り組んでいる生麺端材の有効活用について、今期の総量は7.1トンとなりました。企業努力により昨年よりも15%削減が出来ましたが、処分が必要な部分につきましては、引き続き「横濱ビーフ」（株式会社小野ファーム様）の飼料として提供しており、あわせて廃棄物処理で発生するCO2削減とコスト削減にもつながっております。この取り組みは日本SDGs協会からの事業認定を受けております。

その他、売上の一部を小児がん治療のために寄付する社会貢献活動、環境に配慮した副資材の使用も全店で徹底しております。今後もSDGsの取組みを推進してまいります。

**SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS**



東和フードサービス株式会社は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

## (2) 対処すべき課題

### ① エネルギーや食材の資源不足の対応

ロシアのウクライナ侵攻や世界的なインフレ、労働力不足、コロナ収束後の急速な経済回復等の影響は、外食業界における「食材調達」と「コスト管理」に課題をもたらしています。持続可能な調達ルートの確保、セントラルキッチンへの省エネルギー設備の導入、食品ロス対策、店舗での省エネ対策、物流の最適化など、資源の効率的な活用と持続可能な経営に取り組みます。現在では鳥インフルエンザの流行による卵不足が深刻化し、主に業務用として使用される液卵や卵白の使用可能量が半減するなど、ケーキ、焼き菓子等の製造に影響が出ています。当社ではケーキ工場に割卵機を導入し、卵は長野県、山梨県の農家より放牧・平飼いの鶏卵に仕入れを切替え、卵の持続可能な調達ルートを確認するほか、味や品質面での向上、アニマルウェルフェア（SDGs）への対応を行っております。商品においても、平飼い鶏卵を100%使用した「平飼いたまごのkok旨プリン」を開発し、一部の物販専門店限定で販売をしております。また自社で焙煎している年間90トンの珈琲豆は、“From seed to cup”をコンセプトに、生産から抽出まで一貫した品質管理を徹底した「スペシャルティコーヒー」を使用しています。フェアトレードを前提とした生産農家への買い付けを行い、栽培から収穫、生産処理まで生産農家との関係性を深めることによって、より安全で安心な持続性の高い高品質の珈琲豆の調達・提供を実現してまいります。



コスト管理面においては、購買をメニュー開発部に一元管理し、仕入れルートの開拓やレシピ改定を迅速かつ柔軟に実施できる体制を構築します。また年次で実施するメニュー改定によって適時価格の適正化を図るほか、自社製加工食材の構成比を高めるなどして、総合的なコスト対策を実施します。

### ② 従業員のスキルアップと人材確保

労働力市場の競争が激化し、「人材確保」と「スキルアップ」の重要性が高まっています。多様化する人材の採用、従業員教育・研修プログラムの強化、キャリア開発支援の充実、給与制度、働きやすい環境づくりと福利厚生改善、外部リソースの活用など、人材のスキルアップと定着を図るための取り組みを強化します。



椿屋珈琲グループでは入社した全従業員を対象とする研修チームを発足し、専任のトレーナーによる基本的な店舗のオペレーションと接客のスキルアップを図る研修を実施しております。今後は研修センターの本格始動に向け、厨房設備、レジ、オーダーシステムなど店舗同等の設備を研修用に配備し、接客および業務スキルの基準の統一を図るほか、店舗の業務負担の低減、ならびに教育・育成による定着率の向上につなげてまいります。また本部では店舗への応援チームも発足し、店舗社員の時間外労働の抑制や公休取得、有給取得の推進を図り、労働環境の改善に努めてまいります。



こてがえし・ぱすたかんグループでは、アルバイトの募集・採用・オリエンテーションを本部にて実施し、労働力不足が顕著な都心部への効率的な人員配置を通じて労働力の確保に努めています。またキッチンディスプレイやタブレット端末によるクラウド化されたレシピのデジタル化、テーブルオーダーシステムなどの省人力設備も積極的に導入し、業務負担の軽減とQSCの基準維持・向上へとつなげてまいります。

### ③ DXによる生産性および体験価値の向上

当社では労働力不足によるQSCの低下を防ぐため、省人力化を推進する「生産性向上パッケージ」を作成し、業態や店舗の運営状況に応じた生産性向上設備の導入を随時実施しております。既に自動釣銭機の全店配備や予約管理システム（EPARK）、QRコードによるモバイルオーダーシステム、インカム、キッチンディスプレイなどの配備に着手しているほか、配膳ロボットやセルフレジの導入検討も進め、当社のカフェ業態のコンセプトである「ゆとりとくつろぎの60分」の実現に努めてまいります。



そして従業員教育においては、継続的な学習とスキルアップを促進するためのオンライン教育プラットフォームの導入やクラウドベースのデジタルツールの活用、ビデオ会議等により、効率的な学習やコミュニケーションの充実を図り、QSCの基準向上に努めます。

デジタル化の急速な進展によって、オンライン予約やモバイルオーダーリングなど、よりスマートなサービスを求める顧客層も増えています。特に円安の影響によりコロナ前を凌ぐ勢いで伸びる海外からの観光客（インバウンド）においては、QRコードによるメニューの多言語化、キャッシュレス決済、翻訳アプリの活用を通じ、需要の取り込みに努めています。

本年4月より開始したポイントアプリの展開においては、既に登録者数も5万人を超え、全業態およびECサイトで利用できるポイントサービスの充実や定期的に配信されるクーポンの活用により、優良顧客の囲い込み、来店頻度の向上につながってまいります。同年4月に刷新したホームページと全社で20万人を超えるLINE会員を軸に、ポイントアプリ、SNSとの連携を深め、デジタルマーケティングの推進を通じてカスタマーリレーションシップを深め、顧客の体験価値のさらなる向上を目指します。



#### アプリインストール方法

- ← 左記の二次元コードをお手持ちのスマートフォンで読み取るか、各アプリストアにて「樅屋珈琲」で検索してください。

### **(3) 設備投資および資金調達の様況**

当事業年度において実施した設備投資の総額は、4億31百万円（敷金および保証金を含む）であります。

その主なものは、当事業年度における「椿屋珈琲グループアプリ」、及び各店舗への順番待ち受付機や自動釣銭機であります。

これらの設備投資資金は、全て自己資金によって賄いました。

### **(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の様況**

該当事項はありません。

### **(5) 事業の譲受けの様況**

該当事項はありません。

### **(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の様況**

該当事項はありません。

### **(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の様況**

該当事項はありません。

### **(8) 重要な親会社および子会社の様況**

該当事項はありません。

## 2. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長CEO	岸野 誠人	誠香インベストメント株式会社代表取締役社長 東和アミューズメント株式会社代表取締役社長 東和産業株式会社代表取締役社長
代表取締役副社長	菅野 政彦	成果推進本部長・安全安心推進室担当
取 締 役	長谷川 研二	管理本部長/IR・PR推進室ゼネラルマネージャー
取締役（常勤監査等委員）	根本 勇也	
取 締 役 （監査等委員・社外・独立）	二宮 類四郎	
取 締 役 （監査等委員・社外・独立）	輿石 正博	

- (注) 1. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、日常的な情報収集及び重要な社内会議への出席による情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、取締役根本勇也氏を常勤の監査等委員として選定しております。
2. 取締役二宮類四郎氏、輿石正博氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。
3. 取締役二宮類四郎氏は金融機関での長年の業務経験から専門的な知識及び実務経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有し、当社経営全般に対する監督やチェック機能を果たしております。
4. 取締役輿石正博氏は長年に亘る経理業務の経験から、財務及び会計に関する相当程度の知識を有しており、当社経営全般に対する監督やチェック機能を果たしております。
5. 当社では、経営効率の向上を図るため、執行役員制度を導入しております。

### (2) 役員等賠償責任保険契約の概要等

当社は、保険会社との間で、当社の取締役、執行役員、管理職従業員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約の概要は被保険者である対象者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであり、1年毎に契約更新しております。なお、補填する額については限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

### (3) 取締役および監査役の報酬等

#### 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	4名 (1名)	35,976千円 (1,500千円)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3名 (2名)	7,350千円 (3,375千円)
監 査 役 （うち社外監査役）	3名 (2名)	2,187千円 (900千円)
合 計 （うち社外役員）	10名 (5名)	45,513千円 (5,775千円)

- (注) 1. 期末現在の人員は、取締役（監査等委員を除く）3名、監査等委員である取締役3名であります。
2. 上表には2022年7月28日開催の第23期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名、監査役3名を含んでおります。なお、退任した監査役3名は新たに監査等委員である取締役に就任したため、監査役在任期間分は監査役に、監査等委員である取締役在任期間分は取締役（監査等委員）に含めて記載しております。
3. 株主総会の決議による役員報酬の総額は次のとおりであります。  
 取締役 月額 10,000千円以内、監査等委員である取締役 月額 3,000千円以内（2022年7月28日定時株主総会決議）  
 監査役 月額 3,000千円以内（2018年7月31日定時株主総会決議）  
 当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）員数は3名、監査等委員である取締役は3名です。
4. 役員報酬等の内容の決定に関する事項  
 (ア) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法  
 当社は2021年7月30日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。その内容の概要につきましては以下の(イ)に記載の通りです。
- (イ) 基本方針  
 当社の取締役の報酬は金銭による固定報酬としており、生活基盤の安定を最小限保障することにより職務に専念させるとともに、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして、株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の職責を踏まえた適正な水準とすることを基本としております。業績連動報酬等及び非金銭報酬等の支給はございません。
- (ウ) 個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針および委任の内容  
 業績貢献度、業績向上に向けた各個人の機能、企業価値向上への貢献度、経営環境等を考慮の上、社外取締役の意見も考慮した上で代表取締役社長CEOである岸野誠人が決定しております。この権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当の評価を行うには代表取締役社長CEOが最も適していると取締役会が判断しているためです。
- (エ) 監査等委員である取締役の個人別の報酬等の額または算定方法に関する方針およびその内容の概要  
 監査等委員である取締役の報酬は金銭による固定報酬としております。株主総会の決議により定めた金額の範囲内で、常勤・非常勤の別、監査業務の分担状況、取締役報酬の内容および水準等を考慮し、監査等委員である取締役の協議により決定します。
- (オ) 任意の諮問機関の設置について  
 当社は2022年12月19日に指名報酬委員会を設置いたしました。25期以降の取締役（監査等委員を除く）報酬につきましては、株主総会で決議された報酬の限度額の範囲内において、社外役員が過半数を占める指名報酬委員会での審議を経て、取締役会にて決議いたします。

#### (4) 社外役員に関する事項

##### ① 社外役員の主な活動状況および期待される役割に関して行った職務の概要

取締役二宮類四郎氏は、当事業年度に開催された取締役会12回のうち、監査役として2回、監査等委員として10回に、また、監査役会3回のうち3回、監査等委員会7回のうち7回に出席しております。金融機関での長年の経験から、市場全体の状況を踏まえ客観的な立場で取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、監査等委員会においては当社システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。また、任意の指名報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定および役員報酬決定における監督機能を担っております。

取締役輿石正博氏は、当事業年度に開催された取締役会12回のうち、監査役として2回、監査等委員として10回に、また、監査役会3回のうち3回、監査等委員会7回のうち7回に出席しております。財務および会計等の長年の経験から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、監査等委員会においては当社システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

##### ② 責任限定契約に関する事項

当社定款において、会社法第427条第1項の規定により社外役員との間に同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が規定する額に限定する契約を締結することができる旨を定めておりますが、当社が社外役員と締結している個別の責任限定契約はありません。

### 3. 会計監査人の状況

#### (1) 会計監査人の名称

東光監査法人

#### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	14,868千円
② 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	14,868千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を含めております。
2. 監査等委員会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し報告を受けるほか、過年度の監査計画・監査の遂行状況及び報酬実績を確認し、当事業年度の報酬見積りの相当性について比較検討した結果、「適正な監査の確保」の視点から、合理的な水準であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

#### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員会の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

#### (4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(2023年4月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>4,700,417</b>	<b>流動負債</b>	<b>1,730,305</b>
現金及び預金	3,821,193	買掛金	236,668
売掛金	196,370	1年内返済予定の長期借入金	600,000
S C 預け金	310,043	リース債務	1,986
商品及び製品	38,639	未払金	441,227
原材料及び貯蔵品	133,788	未払賞与	97,237
前払費用	126,210	未払費用	94,091
その他	74,758	未払消費税等	226,779
貸倒引当金	△586	契約負債	94
		前受金	245
		前受り金	27,345
		前受収益	4,083
		ポイント引当金	544
<b>固定資産</b>	<b>3,743,095</b>	<b>固定負債</b>	<b>697,136</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>1,462,709</b>	リース債務	3,476
建物	626,204	退職給付引当金	376,833
機械及び装置	90,458	資産除去債務	295,842
工具、器具及び備品	208,326	長期預り金	1,500
土地	530,000	長期預り敷金	19,484
リース資産	4,818	<b>負債合計</b>	<b>2,427,441</b>
建設仮勘定	2,901		
<b>無形固定資産</b>	<b>53,462</b>	<b>純資産の部</b>	
ソフトウェア	43,518	<b>株主資本</b>	<b>6,004,054</b>
電話加入権	9,944	<b>資本金</b>	<b>50,000</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,226,922</b>	<b>資本剰余金</b>	<b>1,306,350</b>
投資有価証券	40,568	資本準備金	683,009
出資金	320	その他資本剰余金	623,341
従業員に対する長期貸付金	1,075	<b>利益剰余金</b>	<b>4,748,347</b>
長期前払費用	16,029	その他利益剰余金	4,748,347
繰延税金資産	307,628	別途積立金	3,880,000
差入保証金	417,402	繰越利益剰余金	868,347
敷金	1,443,902	<b>自己株式</b>	<b>△100,642</b>
貸倒引当金	△2	<b>評価・換算差額等</b>	<b>12,017</b>
		その他有価証券評価差額金	12,017
<b>資産合計</b>	<b>8,443,513</b>	<b>純資産合計</b>	<b>6,016,071</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>8,443,513</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。



## 損 益 計 算 書

( 自 2022年 5 月 1 日 )  
( 至 2023年 4 月30日 )

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	10,846,585
売 上 原 価	2,981,699
売 上 総 利 益	7,864,886
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	7,250,316
営 業 利 益	614,569
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	213
受 取 配 当 金	558
受 取 家 賃	31,501
協 賛 金 収 入	3,969
助 成 金 等 収 入	5,829
そ の 他	4,551
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	1,259
不 動 産 賃 貸 原 価	1,647
そ の 他	1,441
経 常 利 益	656,846
特 別 利 益	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	112
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損 失	118
減 損 損 失	2,759
税 引 前 当 期 純 利 益	654,080
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	169,292
法 人 税 等 調 整 額	59,003
当 期 純 利 益	425,784

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 独立監査人の監査報告書

2023年6月19日

東和フードサービス株式会社

取締役会 御 中

東光監査法人

東京都新宿区

指 定 社 員 公認会計士 前 川 裕 之  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員 公認会計士 安 彦 潤 也  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東和フードサービス株式会社の2022年5月1日から2023年4月30日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査報告書

当監査等委員会は、2022年5月1日から2023年4月30日までの第24期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査等委員会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
- (2) 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
- (3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及び附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ①事業報告及びその附属明細書は法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人東光監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年6月23日

東和フードサービス株式会社 監査等委員会  
常勤監査等委員 根本 勇也 ㊟  
監査等委員 二宮 類 四 郎 ㊟  
監査等委員 興 石 正 博 ㊟

(注) 監査等委員二宮類四郎、興石正博は会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

以 上

# 株主総会会場ご案内図

会場

東京都港区新橋3丁目20番1号  
TOWAJ'Sビル（本社ビル）8階 J'Sホール



## 交通のご案内

- JR新橋駅 烏森口改札より徒歩1分
- 地下鉄銀座線新橋駅より烏森口方面 徒歩3分
- 地下鉄都営浅草線新橋駅より 烏森口方面 徒歩5分

## NAVITIME

出発地から株主総会会場まで  
スマートフォンがご案内します。

目的地入力は不要です！

右図を  
読み取りください。



TOWAJ'Sビル  
（本社ビル）  
8階 J'Sホール



本社ビル右側のエントランスよりエレベーターで  
8階にお上がりください

